

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道地域活性化・住民生活対策推進基金条例……………（財政課）	1
○北海道新しい公共支援基金条例……………（地域づくり支援局）	1
○北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例 ……………（健康安全局）	2
○北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 ……………（消費者安全課）	3
○北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ……………（高齢者保健福祉課）	3
○北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 ……………（障がい者保健福祉課）	3
○北海道妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例 ……………（子ども未来推進局）	3

条 例

北海道地域活性化・住民生活対策推進基金条例をここに公布する。

平成23年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第1号

北海道地域活性化・住民生活対策推進基金条例
（設置）

第1条 国から交付される住民生活に光をそそぐ交付金を積み立て、配偶者からの暴力を受けた者、犯罪被害者等に係る対策及び試験研究機関による研究開発に対する支援等の推進を図るため、北海道地域活性化・住民生活対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

北海道新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成23年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道新しい公共支援基金条例
（設置）

第1条 国から交付される新しい公共支援事業交付金を積み立て、公共的なサー

ビス等の新たな担い手となる特定非営利活動法人等の自立的な活動を支援するため、北海道新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。

北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例をここに公布する。

平成23年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例
（設置）

第1条 国から交付される子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を積み立て、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年6月30日限り、その効力を失う。

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 4 号

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

北海道消費者行政活性化基金条例（平成21年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方消費者行政活性化交付金」の次に「等」を加える。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 5 号

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「促進」の次に「及び地域における高齢者、障害者等を支援する活動の推進」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 6 号

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年北海道条例第63号）の一部を

次のように改正する。

第 1 条中「地域自殺対策緊急強化交付金」の次に「等」を加える。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 7 号

北海道妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

北海道妊婦健康診査支援基金条例（平成21年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成23年 9 月30日」を「平成24年 9 月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
